

PICK
UP

知らないと損する!? お金や税金ニュース

2023年4月 Vol.51

【NISA】

現行NISA・課税口座→新NISAへのロールオーバーはNG！

2024年から始まる新NISA制度により、非課税期間が無期限となり、年間の非課税投資枠も拡大されるなど、制度の大幅な拡充が見込まれています。

ただし現行のNISA制度や課税口座からの移管(ロールオーバー)ができないため、投資を行う時期については慎重な判断が求められます。

「新NISA」は現行NISAとは別枠に

現行のNISA制度を活用している場合でも、2024年から始まる新NISAは別枠で活用できます。

そのため、現行のNISA制度による既投資額にかかわらず、新NISAの非課税枠を最大限に活用することが可能です。

新 NISA

二垣幸広税理士事務所

お問い合わせ

岡山市北区津島西坂二丁目5番11号

MAIL:nigaki@ntaxoffice.com TEL:090-6843-1055

新NISAへの移管(ロールオーバー)には注意！

ただし現行のNISA口座や課税口座(一般口座や特定口座など)で金融商品を運用している場合、2024年以降にそれらの口座内の上場株式等を新NISA口座へ移管(ロールオーバー)することはできません。

現行のNISA制度では非課税期間が設けられているため、すでにNISA口座の運用を開始している場合には、その非課税期間が終了した段階で、課税口座に移すか、あるいは一度売却するなどの手続きが必要となります。

したがって2023年中にNISA制度の活用を検討する場合には、新NISA口座へのロールオーバーができないことを踏まえた上で、投資を行うべきタイミングを慎重に判断しましょう。



2024年以降はNISAが大幅に拡充されますが、現行のNISA口座や課税口座からの移管はできないため注意が必要です。

新たにNISA制度の活用を検討する場合には、それらの注意点も考慮したうえで判断してください。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

二垣幸広税理士事務所

お問い合わせ

岡山市北区津島西坂二丁目5番11号

MAIL:nigaki@ntaxoffice.com TEL:090-6843-1055